

# 省エネ賃貸住宅融資等における 省エネルギー基準の改正予定のお知らせ

沖縄公庫融資住宅基準集の「Ⅲ. 長寿社会対応住宅基準の概要等」の3. 省エネ住宅及びサービス付き高齢者向け住宅に係る基準中、断熱構造に係る基準を、平成29年4月以降に借入申込みをいただくものから、次の①又は②のいずれかの基準に適合することに改正する予定です。

- ① 建築物省エネ法（注1）の「建築物エネルギー消費性能基準」（注2）
- ② 品確法（注3）の「断熱等性能等級4」及び「一次エネルギー消費量等級4」以上

（注1）建築物省エネ法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）をいいます。

（注2）建築物エネルギー消費性能基準は、建築物省エネ法に基づき届出義務が課される300㎡以上の中規模建築物に平成29年4月1日から適用される予定の基準ですが、省エネ賃貸住宅建設融資においては、300㎡未満の住宅にも適用する予定です。

（注3）品確法とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいいます。

融資種別	適用基準	
	～平成29年3月31日 （現行）	平成29年4月1日～ （改正）
省エネ賃貸住宅	断熱等性能等級4 又は 一次エネルギー消費量 等級4	① 建築物エネルギー消費 性能基準 又は ② 断熱等性能等級4 及び 一次エネルギー消費量 等級4以上

（平成28年10月6日作成）



沖縄振興開発金融公庫  
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION  
〒900-8520 那覇市おもろまち1-2-26  
融資第三部 住宅融資班  
TEL. 098-941-1850 FAX. 098-941-1915